

## 医療法人医誠会都志見病院 広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、医療法人医誠会都志見病院（以下「病院」という。）の資産を、広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 病院資産の未利用部分を広告媒体として活用することにより、病院の新たな収入を確保し、もって病院の事業推進に寄与するよう努めるものとする。

### (適正な使用)

第3条 病院資産を広告媒体として広告をする者は、関係法令等の定めるところに従い、病院資産を適正に使用しなければならない。

### (広告の範囲)

第4条 病院資産を広告媒体とする広告の掲出又は掲載（以下「広告掲載」という。）は、病院の事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、その用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
- (7) 個人又は病院の名刺広告
- (8) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
- (11) 比較広告
- (12) その他病院の広告媒体に掲載することが適当ではないと認められるもの

3 広告掲載に係る業種及び事業者並びに前項に規定する広告掲載の内容に係る基準は別に定める。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 本要綱及び広告掲載に関し必要な事項を個別の要領に定め、院長は、次に掲げる募集の条件を明示して、広告掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)を募集する。

- (1) 広告媒体の名称及び内容
- (2) 募集する広告の規格及び数量並びに広告掲載の期間
- (3) 広告掲載の範囲及び基準
- (4) 申込みの時期及び方法
- (5) 広告掲載料の基準となる額
- (6) その他院長が定める事項

(広告の選定)

第6条 部長等は、広告掲載の申し込みがあったときは、本要綱及び広告掲載要領等に定める広告掲載の範囲及び基準に適合するもののうち、広告の内容、広告掲載料等を総合的に勘案の上、掲載する広告を選定する。

- 2 院長は、前項に規定する広告掲載の可否の決定を行うに際し必要があると認めるときは、当該選定に係る広告掲載の可否を審査するため、第7条の広告掲載審査会に付するものとする。
- 3 院長は、前項の協議結果に基づき、掲載する広告を決定する。

(審査機関)

第7条 広告掲載の可否を審査するため、広告掲載審査会(以下「審査会」という。)を設ける。

- 2 審査会の委員長は院長をもって充てる。委員は病院理事長、病院事務長、広報部部長をもって充てる。
- 3 委員長は前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する部長又は課長を臨時の委員として加えることができる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第8条 審査会は、広告掲載の可否に係る審査の必要が生じた場合において、委員長が招集する。

- 2 審査会は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決する

ところによる。

- 5 広告掲載の可否については、本要綱及び広告掲載要領等に定める広告掲載の範囲及び基準に適合するもののうち、広告の内容、広告掲載料等を総合的に審査する。

(審査会の庶務)

第9条 審査会の庶務は、広報部において処理する。

(広告掲載料の徴収)

第10条 広告主から徴収する広告掲載料の基準となる額は、類似の取引事例を勘案の上、部長等が事前に定めるものとする。

(広告掲載料の返還)

第11条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

(その他)

第12条 本要綱及び広告掲載要領に定めるもののほか、必要な事項は、院長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年11月1日より施行する。